

研究会運用規則

2024年4月19日

日本SPICEネットワーク運営委員会

1. 目的

会則第7条に基づき、研究会の運用の詳細を定めることを目的とする。

※2024年度は研究会を実施せず、グループ勉強会のみを実施する。

2. 研究会の種類

	研究会	グループ勉強会
目的	メンバー間の深い議論を中心にした自発的な学び。	仲間とともに、気軽に開始できる学び。
立ち上げ	本運用規則 3. の通り	代表者が、以下の情報を研究会担当運営委員に連絡する。 <ul style="list-style-type: none">・ グループの名称（議論のテーマでもよい）・ メンバー
参加者	本運用規則 4. の通り	入会を希望する者は、その旨を研究会担当運営委員へ連絡する。退会したい場合には、研究会担当運営委員及びグループ勉強会代表者に申し出ることにより退会することができる。
運営	本運用規則 5. の通り	本運用規則 5. の通り
活動報告	本運用規則 6. の通り	年度毎に活動実績（活動サマリ、回数など）をまとめ、研究会担当運営委員に提出する。
活動の継続と終了	本運用規則 7. の通り	活動を終了する場合は、代表者は、該当年度の終了時点までの活動実績を提出し、終了の旨を研究会担当運営委員に連絡する。
活動成果の公開	本運用規則 8. の通り	本運用規則 8. の通り ただし、Conference発表は任意とする。
活動成果の外部発表	本運用規則 9. の通り	本運用規則 9. の通り

3. 研究会の立ち上げ

(1) 研究活動計画書の提出 [会則第7条の2,3 参照]

代表者が、以下の内容を含む「研究活動計画書」を作成し、運営委員会（研究会担当運営委員）に提出する。

- 研究会名称
- 研究のねらい
- 代表者名
- 全体計画
- 年度計画
 - 活動内容
 - 研究会の参加条件
 - 活動場所
 - 研究スケジュール（活動頻度、定例会での状況報告時期など）
 - 年度末の着地点

(2) 研究会の設立 [会則第7条の1 参照]

運営委員会は、計画書をレビューし、承認するとともに、2週間以内に研究会担当運営委員が、起案者に承認を連絡する。

4. 参加者

(1) 入会

入会を希望する者は、研究会の年度計画（活動内容、参加条件、活動場所など）を十分に理解の上、以下の情報を運営委員会へ連絡する。

- メールアドレス
- 研究会への自身の貢献ポイント（参加条件がある場合にはそれに対するコメント）

運営委員会（研究会担当運営委員）は、研究会代表者とともに、活動内容及び参加条件への適格性を確認し、入会を認める。

(2) 継続参加

研究会が複数年度の継続となる場合に、参加者は、研究会代表者に継続の意思を伝えることによって、継続参加することができる。

(3) 退会

参加者は、活動の継続ができないなどの事情により退会したい場合には、運営委員会及び研究会代表者に申し出ることにより退会することができる。

参加者の活動が研究会の運営の妨げになる場合には、研究会代表者から運営委員会（研究会担当運営委員）に申し出を行い、参加者を退会させることができる。

研究会が複数年度の継続となる場合に、参加者からの継続参加の申し出がない場合は、退会となる。

5. 運営

(1) 活動方法

研究会メンバにて具体的な活動計画を策定し、自主的に運営する。活動時間、活動場所などは、メンバの負担にならないように運営することを推奨する。

必要があれば、運営委員に参加を要請することができる。

(2) 連絡手段

研究会は、「オンライン会議システム運用規則」に定めるツールを利用することができる。

代表者からの要請がある場合には、事務局は研究会専用のML (@nspice.net) を準備する。

(3) 費用

以下に示す研究会活動に必要な費用は、領収書（レシートでも可）を沿えて事務局に申請することにより、運営協力金を充てることができる。ただし、会場費など3,000円を超える場合には、事前に研究会担当運営委員の了承を得なければならない。

- 消耗品（付箋紙など）
- 会場費
- その他運営委員会が認めるもの（飲食に関わるものは認めない）

6. 活動報告

[会則第7条の4 参照]

(1) 状況報告

研究会は、活動状況を原則として年1回、定例会で報告する。報告タイミングは、研究活動計画書作成時に設定する。

本運用規則「8. 活動成果の公開」にあるNSPICE Conferenceにて発表を行なった場合には、状況報告として扱うことができる。

報告形式は、自由（説明形式、ワークショップ形式など）とする。

(2) 年度末報告

研究会は、年度毎に「研究活動報告書」として活動実績をまとめ、運営委員会（研究会担当運営委員）に提出しなければならない。

運営委員会は、「研究活動報告書」をWEBサイトにて公開（運営協力金納入者限定）する。

7. 活動の継続と終了

(1) 活動継続

次年度に活動を継続する場合は、年度替わりで、変更点（特に当該年度の活動の定義）を研究活動計画書の次年度版を作成し、総会までに運営委員会（研究会担当運営委員）に提出しなければならない。

(2) 活動終了

研究会活動を終了する場合は、代表者は、該当年度の終了時点までの活動報告を提出し、終了の旨を研究会担当運営委員に連絡する。

8. 活動成果の公開

[会則第7条の5 参照]

研究会の活動結果として成果物が完成したときには、開示範囲を指定して、運営委員会に提出する。運営委員会は、成果物をWEBサイトにて公開する。

また、活動成果はNSPICE Conferenceで発表しなければならない。（少なくとも2年に1回応募すること。）

9. 活動成果の外部発表

研究会の活動成果を外部発表することができる。外部発表には、以下の条件を満たすことが必要である。

- 会員に公知の内容であること。
- 研究会メンバーの了承を得ること。
- 運営委員会に事前に連絡し、了承を得ること。

改定日	内容
2016年4月28日 (制定)	暫定版（2016年2月5日発行）を更新し制定
2017年3月27日	運用改善のための変更
2017年6月1日	運営協力金の使用に関する変更
2018年3月13日	2018年度運用に変更
2018年4月27日	運営協力金の使用に関する変更
2019年6月4日	活動成果の外部公開の条件を記載
2020年5月22日	運営協力金の使用に関する変更
2021年4月16日	研究会活動の終了を明記
2023年4月20日	グループ勉強会を追加、研究会のConference発表義務化
2024年4月19日	2024年度は研究会を実施しないことを記載